

## 新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画の変更について

### 変更の経緯・理由

令和7年3月25日付け、東海旅客鉄道株式会社による「飯田線本長篠駅における豪雨災害対策工事について」のとおり駅舎の改築を予定しているが、当該駅では新城市が駅員を配置しており、執務室部分の建設費用を負担することとしている。

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画では、本長篠駅と本長篠バスターミナルの利便性向上のための整備を掲げているが、現計画では本長篠駅の整備が含まれていないことから、本計画に位置付けることにより国の社会資本整備総合交付金を活用して整備することとしたい。

(変更内容のまとめ) 令和7年6月

### 1. 計画の概要

表紙	令和7年6月改訂 と記載
P 8	(7) 地域公共交通利便増進事業の内容・実施主体 ・表のタイトル、「事業項目」を「実施項目に修正」
P 13	田口バス停から設楽町役場までの区間における路線延長の部分の修正
P 16～18	新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進事業（全体計画表） ・実施項目4バス停等の待合環境の整備の実施年度、実施主体、事業概要、事業内容・効果の内容修正 ・P 18に（5）本長篠駅の実施内容を追記し、デジタルサイネージの設置場所および対象路線の内容追記
P 20	実施項目6「その他の利用促進、利便増進事業」 ・実施年度の修正
P 23	(9) 事業実施に必要な資金の額・調達方法 ・設定表の様式を変更 ・社会資本整備総合交付金の交付要件に対応した金額等の修正
P 24～25	(10) 事業の効果 ①利便増進事業の実施による効果 ・表の内容修正 ・実施項目の内容修正

### (今後のスケジュール)

令和7年6月17日	新城市地域公共交通会議及び北設楽郡公共交通活性化協議会で協議
6月中	国土交通大臣あて計画変更申請
7月	国土交通大臣の認定
7月以降	社会資本整備総合交付金の申請手続き

※本長篠駅の整備については、令和8年6月頃の完成をめざす。